

## 裁 決 書

A horizontal row of twelve empty circles, evenly spaced, used as a visual element.

審查請求人 〇〇〇〇〇〇

処 分 庁 十和田市長 小山田 久

審査請求人が令和元年8月7日に提起した処分庁による令和元年度（平成31年度）の固定資産税及び都市計画税の賦課決定処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

## 事案の概要

- 1 令和元年5月7日、処分庁は、審査請求人が所有する3筆の土地（以下「本件土地」という。）及び3件の家屋について、令和元年度（平成31年度）の固定資産税及び都市計画税の賦課決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成31年度固定資産税都市計画税納税通知書により審査請求人に通知した（本件処分について審査請求人に通知した平成31年度固定資産税都市計画税納税通知書を、以下「本件納税通知書」という。）。
  - 2 令和元年8月7日、審査請求人は、処分庁が審査請求人に対して同年5月7日付けで行った本件処分のうち、本件土地に係る部分の固定資産税及び都市計画税の賦課決定処分の取消しを求める審査請求をした。

### 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 本件土地に係る固定資産税及び都市計画税について、前年度以前の分も含めて、税額の決定の仕方が不透明である。審査請求人は、この点を処分庁に照会したが、明確な回答を得られなかつた。
  - (2) 確定された税額は、その土地の所有者しか知り得なく、所有者が異なる隣接地の税額は、個人のプライバシーを盾に知り得ない状況である。
  - (3) よって、本件納税通知書により決定した令和元年度（平成31年度）の固定資産税及び都市計画税の税額は不当であり、本件処分のうち本件土地に係る部分の固定資産税及び都市計画税の賦課決定処分の取消しを求める。

## 2 処分庁の主張

(1) 固定資産の評価は、地方税法（昭和25年法律第226号）第388条第1項の規定により総務大臣が定めた固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続（以下「固定資産評価基準」という。）に基づいて行っている。また、地方税法及び固定資産評価基準の許容する範囲内において、評価事務を円滑かつ公平に行うこととして固定資産（土地）評価事務取扱要領（以下「評価要領」という。）を定め、これに基づいて評価を行っている。

(2) 固定資産税及び都市計画税の税額は、固定資産評価基準及び評価要領に基づいて算定した評価額を基に、地方税法、十和田市税条例（平成17年十和田市条例第56号）及び十和田市都市計画税条例（平成17年十和田市条例第61号）の規定に基づいて算出している。

なお、本件土地には人の居住の用に供する家屋があることから、本件土地の課税標準の算定については、住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例（固定資産税にあっては6分の1及び3分の1、都市計画税にあっては3分の1及び3分の2）の適用があり、その上で固定資産税の税率（100分の1.4）及び都市計画税の税率（100分の0.2）を乗じて固定資産税及び都市計画税の税額を算出している。

(3) 本件納税通知書には、地方税法第1条第1項第6号に規定されているとおり、賦課の根拠となった法律及び条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載している。

(4) よって、審査請求人に対してした固定資産税及び都市計画税の価格決定及び通知は適正で正当性があり、本件納税通知書の内容が不透明であるために決定賦課税額が不当であるという審査請求人の主張は認められない。

(5) なお、本件処分について本件納税通知書により審査請求人に通知してから本件審査請求がされるまでの間において、審査請求人からは、本件処分に関する照会がされた事実はない。

また、当市では、地方税法第382条の2の規定に基づき、毎年4月1日から当該年度の納期限の日までの期間（令和元年度においては、平成31年4月1日から令和元年5月31日まで）において、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行っている。

## 理 由

令和元年度（平成31年度）の固定資産税及び都市計画税の賦課決定に際し、①「平成30基準年度固定資産（土地）評価事務取扱要領」（以下「平成30評価要領」という。）に定める方法と②処分庁が弁明書で説明している方法との間で、住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例の適用における小規模住宅用地地積の算出方法に以下のとおり違いがある。

① 平成30評価要領に定める方法

- ・各筆の地積÷画地合計地積=按分率  
(小数点第5位を四捨五入)
- ・按分率×200m<sup>2</sup>×世帯数(本件処分では1)=各筆の小規模住宅用地地積  
(小数点第3位以下を切捨て)

② 処分庁が弁明書で説明している方法

- ・200m<sup>2</sup>÷画地合計地積=小規模住宅率  
(小数点第5位以下を切捨て)
- ・各筆の地積×小規模住宅率=各筆の小規模住宅用地地積  
(小数点第3位を四捨五入)

上記の小規模住宅用地地積の算出方法の違いにより、本件処分の対象である土地3筆のうち2筆の課税標準額に差が生じ、その結果、土地3筆の課税標準額の合計について以下のとおり1円の差が生じている。

① 平成30評価要領に定める方法

- ・固定資産税の課税標準額:○○○○○○円
- ・都市計画税の課税標準額:○○○○○○円

② 処分庁が弁明書で説明している方法

- ・固定資産税の課税標準額:○○○○○○円
- ・都市計画税の課税標準額:○○○○○○円

本件処分においては、固定資産税及び都市計画税の税率を乗じる際に土地及び家屋の課税標準の合計額の1,000円未満の端数を切り捨てる段階で当該1円の差が消え、結果として審査請求人に係る令和元年度(平成31年度)の固定資産税及び都市計画税の税額自体には誤りはなかった。

また、本件処分の手続として、本件納税通知書には地方税法第1条第1項第6号所定の記載事項について、上記の小規模住宅用地地積の算出方法の違いに起因する本件土地の課税標準額内訳の記載を除き、適正に記載された上で審査請求人に送達され、納付の告知も適正になされたものと認められる。

すなわち、本件処分には、地方税法、十和田市税条例及び十和田市都市計画税条例に抵触するような違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により主文のとおり裁決する。

令和4年3月23日

審査庁 十和田市長 小山田 久

## 教示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、十和田市を被告として（訴訟において十和田市を代表する者は十和田市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。  
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、十和田市を被告として（訴訟において十和田市を代表する者は十和田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。